

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	101
事項名	海岸地域における地方公共団体と都道府県警察が協議して定めた計画に基づく交通規制の実施
規制の特例措置の概要	一般交通の用に供する特殊な海岸地域（一般的な自動車が無理なく通行可能な砂浜等）において都道府県警察が市町村等と協議して定めた計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	特殊海岸地域交通安全対策事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	102
事項名	市街地における地方公共団体と都道府県警察等が協議して定めたまちづくりの計画に基づく交通規制の実施
規制の特例措置の概要	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	まちづくり交通安全対策事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が中心市街地の活性化等を図るため、歩行者が安心して通行できる道路交通環境を整備する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した総合的なまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	103
事項名	ロボットの歩道における歩行実験のための道路使用の容認
規制の特例措置の概要	特区内の実道における歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化するため、都道府県公安委員会規則の所要の改正を行うよう都道府県警察に通達を発出する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	ロボット公道実験円滑化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第77条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路において工事若しくは作業、工作物の設置、露店等の出店又は一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態や方法により道路を使用する行為等で都道府県公安委員会が定めるものをしようとする者は、警察署長の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、特区内の道路においてロボットの歩行又は移動を伴う実証実験を行うことにより企業、大学等の研究開発の促進を図る必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、そのような実験について道路使用許可の手続が円滑化するよう、当該実験が許可対象行為であることを明確化するため、道路交通法第77条第1項第4号に基づく都道府県公安委員会規則の改正を行うよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし